

令和2年2月定例会

〔 会期 令和2年2月10日(月) 1日 限
場所 ホテルリッチ&ガーデン酒田 スカンジナビア 〕

令和2年第1回庄内広域行政組合議会
2月定例会会議録

令和2年2月10日（月曜日） 午後3時30分 開議

~~~~~  
◎出欠席議員氏名

議 長 池 田 博 夫

**出 席 議 員 (16名)**

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 池 田 博 夫 | 2 番  | 佐 藤 弘   |
| 3 番  | 松 本 国 博 | 4 番  | 安 藤 浩 夫 |
| 5 番  | 田 中 齊   | 6 番  | 後 藤 泉   |
| 7 番  | 小 林 茂 吉 | 8 番  | 吉 宮 茂   |
| 9 番  | 土 門 治 明 | 10 番 | 加 藤 鑛 一 |
| 11 番 | 加 賀 山 茂 | 12 番 | 黒 井 浩 之 |
| 13 番 | 菅 原 一 浩 | 14 番 | 佐 藤 昌 哉 |
| 15 番 | 石 塚 慶   | 16 番 | 本 間 信 一 |

**欠 席 議 員 (0名)**

~~~~~

◎説明のために出席したもの

理事長 丸山 至
(酒田市長)

副理事長 皆川 治
(鶴岡市長)

副理事長 阿部 誠
(三川町長)

理事 原田 眞樹
(庄内町長)

理事 時田 博機
(遊佐町長)

監査委員 長谷川 貞義
(鶴岡市監査委員)

監査委員書記 東海林 敦
(鶴岡市監査委員事務局長)

会計管理者 熊谷 智
(酒田市会計管理者)

参与 阿部 真一
(鶴岡市企画部長)

参与 阿部 勉
(酒田市企画部長)

参与 高橋 和博
(鶴岡市農林水産部長)

参与 竹越 攻征
(酒田市農林水産部長)

庄内広域行政組合
事務局長 宮崎 和幸

広域行政事務所兼青果市場管理事務所
兼食肉流通施設事務所
所長 佐藤 良

広域行政事務所
次長 佐藤 豊
(鶴岡市企画部次長兼政策企画課長)

広域行政事務所
次長 中村 慶輔
(酒田市企画調整課長)

◎議事日程

議事日程第1号

令和2年2月10日（月）午後3時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第 1号 令和2年度庄内広域行政組合一般会計予算
- 第 4 議第 2号 令和2年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計予算
- 第 5 議第 3号 令和2年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計予算
- 第 6 議第 4号 令和2年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計予算
- 第 7 議第 5号 令和2年度庄内広域行政組合市町分賦金
- 第 8 議第 6号 公設庄内青果物地方卸売市場業務条例の全部改正について
- 第 9 議第 7号 庄内広域行政組合の監査に関する条例の一部改正について
- 第10 議第 8号 庄内広域行政組合職員の分限の事由並びに手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 第11 議第 9号 庄内広域行政組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 第12 議第10号 庄内広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第13 議第11号 庄内広域行政組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第14 議第12号 庄内広域行政組合一般職の職員の旅費に関する条例の一部
改正について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎開 議

(午後3時30分)

○議長 池田博夫議員

ただいまから令和2年2月庄内広域行政組合議会定例会を開会いたします。本日の欠席届者はありません。出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事は、お手元に配布しております議事日程第1号によって進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 池田博夫議員

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において9番 土門治明議員、10番 加藤鑛一議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長 池田博夫議員

次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。本定例会の会期につきましては、さきに議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について、委員長の報告を求めます。13番 菅原一浩議会運営委員長。

○議会運営委員長 菅原一浩議員

令和2年2月庄内広域行政組合議会定例会の会期につきましては、去る2月4日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、本日1日限りとするものと決定いたしました。以上、ご報告申し上げます。

○議長 池田博夫議員

お諮りします。ただいま、議会運営委員長より報告ありましたとおり、本定例会の会期は、本日1日と致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 池田博夫議員

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎提案説明

○議長 池田博夫議員

次に、本定例会に提案されている議第1号から議第12号までの、議案12件について、提案者の説明を求めます。理事長。

○理事長 丸山至酒田市長

それでは、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。議第1号令和2年度庄内広域行政組合一般会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ1,549万9千円とするもので、前年度と比較し120万8千円の減額となっております。内容といたしましては、組合議会や理事会の運営経費、広域計画策定推進費、市町職員共同研修費等を計上しております。議第2号令和2年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ1億130万円とするもので、前年度と比較し150万円の減額となっております。内容といたしましては、庄内地域振興基金の運用収益を財源として、庄内地域の情報発信事業を実施するほか、引き続き庄内地域振興基金を取り崩し、食肉流通センター事業特別会計への繰出金1億円を計上しております。議第3号令和2年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ1億4,330万円とするもので、前年度と比較し2,613万円の減額となっております。内容といたしましては、市場施設の適切な維持管理と円滑な市場運営を推進するものです。議第4号令和2年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ8億9,700万円とするもので、前年度と比較し1億7,723万円の増額となっております。内容といたしましては、食肉流通センターの各種設備や機械の維持修繕を行い、円滑な施設運営を図るもので、予算増額の主な要因は、食肉流通センター改修等工事請負費の増額によるものです。また、これまで同様、庄内地域振興基金から1億円を繰り入れ、収支の均衡を図るものです。議第5号令和2年度庄内広域行政組合市町分賦金につきましては、各会計の市町ごとの負担金の額と納入時期をご提案するものですが、その総額は前年度と同額です。

議第6号公設庄内青果物地方卸売市場業務条例の全部改正についてにつきましては、卸売市場法が改正されたことに伴い、当組合でもその趣旨を踏まえ、また、食品流通の多様化にも対応するため、全部改正を行うものです。議第7号庄内広域行政組合の監査に關す

る条例の一部改正についてにつきましては、地方自治法改正による条文番号の変更があったことに伴い、この条例で当該規定を引用した箇所について必要な改正を行うとともに、これと合わせて他の引用箇所についても規定の整備を行うものです。議第8号庄内広域行政組合職員の分限の事由並びに手続及び効果に関する条例の一部改正についてから議第12号庄内広域行政組合一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正についてにつきましては、地方公務員法及び地方自治法改正により、「非常勤職員」等の規定を必要に応じて「会計年度任用職員」等に改正するもの、ほか、地方公務員法改正により、一般職の地方公務員に係る成年被後見人等の規定が削除されたことにより、当組合の条例において当該規定を引用している部分を整理するものです。以上が議第1号から議第12号までの議案の概要ですが、各議案の細部につきましては、議事の進行に従いまして、関係職員に説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

◎日程第3 議第1号 令和2年度庄内広域行政組合一般会計予算

○議長 池田博夫議員

次に、日程第3 議第1号 令和2年度庄内広域行政組合一般会計予算を議題といたします。事務局の詳細説明を求めます。事務局長。

○宮崎和幸 庄内広域行政組合事務局長

予算書の1頁をご覧ください。予算総額を歳入歳出それぞれ1,549万9千円とするもので、前年度と比較しマイナス7.2%、120万8千円の減額となっています。

歳出からご説明申し上げます。8頁をご覧ください。1款議会費につきましては、定例会2回、臨時会1回の開催経費を計上しております。前年度比較では2年に1度の議員視察の経費分を計上したことにより、予算総額は111万4千円となり、前年度に比べ22.5%、20万5千円の増となっております。2款1項1目総務管理費は、理事会の開催や会計年度任用職員の雇用に係る経費などで、前年度と比較しマイナス8.3%、30万8千円の減額となっています。これは、会計年度任用職員制度の施行により人件費が増となったものの、3会計に共通する地方公会計業務委託料他共通経費の負担割合の見直し等により減額となったものです。2目地域振興一般管理費は、広域行政事務所の運営等に関する経費で、前年度に比べマイナス0.6%、5万9千円の減となっております。主なものは19節の派遣職員給与費負担金916万8千円で、人件費1人分を計上しています。10頁をお開き願います。3目広域計画策定推進費は、庄内地方拠点都市地域基本計画及び調査研究活動に関する経費で、実績等を勘案し、前年度に比べマイナス58.4%、13万6千円の減となっています。4目の市町職員共同研修費は、前年度と同様、公務員倫理・接遇マナー、政策法務、宿泊の政策課題、メンタルヘルス・ハラスメントの4種類の研修を予定していますが、研修講師に地元講師を活用することで、マイナス38.8%、62万5千円の減としております。2款2項1目監査委員費は、例月出納検査などに係る監査委員の費用弁償で、3款予備費は、前年度から

25万円に減額計上しております。

歳入についてご説明申し上げます。戻りまして6頁をお開き願います。1款1項1目市町負担金は、前年度と同額の1,340万円を計上しています。2款1項1目の繰越金は、209万2千円で、前年度と比較して、マイナス36.6%、120万8千円の減となっております。3款1項1目は組合預金利子、2項1目雑入は、雇用保険料の本人負担分です。以上が、「令和2年度庄内広域行政組合一般会計予算」になります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 池田博夫議員

これから質疑を行います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 池田博夫議員

ないようですので質疑を終結いたします。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 池田博夫議員

これから、議第1号について採決いたします。ただいま議題となっております議第1号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 池田博夫議員

起立全員であります。よって、議第1号については原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議第2号 令和2年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計予算

○議長 池田博夫議員

次に、日程第4 議第2号 令和2年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計予算を議題とします。事務局の詳細説明を求めます。事務局長。

○宮崎和幸 庄内広域行政組合事務局長

予算書の13頁をご覧ください。予算総額を歳入歳出それぞれ1億130万円とするもので、前年度と比較しマイナス1.5%、150万円の減額となっております。主な要因は、庄内情報発信事業のうち、クレードルの庄内地域の高校2年生全員への増刷配布を止めたことによるものです。

歳出からご説明します。20頁をご覧ください。1款1項1目地方拠点都市地域事業費の13節委託料120万円は、庄内情報発信事業、地域情報誌クレードルに年6回記事掲載するもので、これまで高校生の活躍や高校生による地元企業訪問などを掲載しておりましたが、新年度からは食文化や観光にテーマを切り替え、引続き庄内の魅力の発信により交流・関

係人口の増につなげてまいりたいと考えております。平成28年度より4年間、当情報誌を増刷して庄内地域の全高校2年生に配布しておりましたが、組合としては、高校生のスマホの普及率、SNSの活用などを鑑み、紙媒体での情報発信を止める判断をしたものです。尚、引続き、組合のホームページには同情報をアップしてまいります。28節繰出金は、庄内地域振興基金を取り崩して食肉流通センター事業特別会計の起債償還のために毎年1億円を繰出すもので、令和2年度まで計15億円繰り出す予定としております。2款予備費は、前年度と同額の10万円です。

続きまして歳入について説明いたします。戻りまして18分をお開き願います。1款1項1目利子及び配当金は、庄内地域振興基金の運用収入ですが、前年度に比較してマイナス66.4%、46万8千円の減額を見込んでおります。2款1項1目庄内地域振興基金繰入金は、食肉流通センター事業特別会計に繰り出すための1億円の他に、庄内情報発信事業に充当する基金利子の不足分などを合せ1億106万1千円を繰り入れるもので、前年度と比較して1%、103万2千円の減額となっています。3款繰越金、4款諸収入については、それぞれ1千円、計上してあります。以上が、「令和2年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計予算」です。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 池田博夫議員

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 池田博夫議員

ないようですのでこれで質疑を終結いたします。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 池田博夫議員

これから、議第2号について採決いたします。ただいま議題となっております議第2号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 池田博夫議員

起立全員でございます。議第2号については原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◎日程第5 議第3号 令和2年度庄内広域行政組合青果市場事業  
特別会計予算

○議長 池田博夫議員

次に、日程第5 議第3号 令和2年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計予算を議題とします。事務局の詳細説明を求めます。事務局長。

## ○宮崎和幸 庄内広域行政組合事務局長

予算書 23 頁をお願いします。第 1 条で予算総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,330 万円とするものです。これは、前年度と比較しマイナス 15.4%、2,613 万円の減額となっています。第 2 条の一時借入金の最高額は、3,000 万円で前年度と同額としています。

歳出からご説明申し上げます。32、33 頁をお開き願います。1 款 1 項 1 目市場管理費ですが、1 節報酬は、市場取引委員会の開催経費の報酬、それから会計年度任用職員報酬でございます。また 3 節職員手当に会計年度任用職員の期末手当分 30 万 1 千円を新規計上しています。8 節報償費では、市場活性化に向けた取り組み強化として、卸、仲卸等各社の枠を超えて、市場活性化プロジェクト等の勉強会を企画しており、それを実践する場としての市場活性化セミナー講師謝金を計上しております。また、市場内での人材を活用した勉強会も引き続き実施してまいります。9 節旅費では、滋賀県東近江市で開催されます第 49 回全国公設地方卸売市場協議会総会への参加経費を計上しております。現在同協議会の会長が山形市長でありまして、昭和 53 年第 7 回を鶴岡市で開催している実績がございます。11 節需用費については、前年度と比較して 3.6%、142 万 3 千円の増額となっております。主な要因は、市場の条例改正に伴う追録代が 70 万円、冷蔵庫新設分の電気料が 70 万円、これら二つの増を見込んだものが大きいものです。12 節役務費は、建物総合損害共済基金分担金など、前年度並みとなっています。13 節委託料は、前年度、市場 LAN システムがウィンドウズ 7 のサポート終了に伴う機器の更新に合わせてソフトの改修を行うための費用を計上しておりましたが、機器と開発システムにかかった経費の費目を 14 節の使用料及び賃借料にかえて新年度から支出することにしたため、全体ではマイナス 4.5%、59 万 9 千円の減となっております。34、35 頁をお開き願います。14 節使用料及び賃借料は、複写機、パソコン、市場 LAN サーバーなどの事務用機器の賃借料です。市場 LAN システムの更新等により 203 万 5 千円の増となっています。15 節工事請負費ですが、1,151 万 2 千円で、現在設置されている市場内の照明器具メタルハライドランプ 86 基、水銀灯 6 基を LED 照明（150W）に更新するものです。これにより電気消費量が減少し、1 か月あたり約 4 万円の節減となります。19 節負担金、補助及び交付金は、派遣職員給与費負担金 2,395 万 4 千円と清掃協力会への負担金 440 万円です。23 節償還金、利子及び割引料は、一時借入金の利子です。25 節積立金は、市場整備等基金への積立てで、令和 2 年度は基金を取り崩して工事を実施する予定としていることから、利子分のみの積立としております。27 節公課費は、消費税です。2 款公債費は、1 項 1 目元金及び 2 目利子の起債償還金ですが、平成 21 年度に借入した大規模改修の償還終了により、マイナス 23%、1,149 万 7 千円の減となっています。3 款予備費は、前年度同額の 100 万円を計上しております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻りまして 28、29 頁をお開き願います。1 款 1 項 1 目市町負担金は、前年度と同額の 3,700 万円を計上しています。2 款 1 項 1 目市場使用料のうち、卸売業者売上高割市場使用料及び仲卸業者市場使用料については、売上高の 1,000 分の 5.5 となりますが、過去 3 カ年の実績を勘案し 128 万 7 千円の減額としました。面積割使用料については消費税率の改定に伴い、約 1%の増額を見込んでおります。3 款 1 項 1 目利子及び配当金は、市場整備等基金の運用収入です。4 款繰入金は、市場整備

基金より、100万円を繰入しようとするものです。30、31 号をお開き願います。5 款繰越金は、前年度とほぼ同額の 833 万 4 千円を見込んでおります。6 款諸収入のうち、1 項 1 目は組合預金利子です。2 項 1 目雑入は、前年度と比較して若干の増額ですが、市場内事業所の光熱水費負担分の増額を見込んだところです。7 款 1 項組合債は、今年借り入れる予定はございません。以上が、「令和 2 年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計予算」になります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 池田博夫議員

これから質疑を行います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 池田博夫議員

なければ質疑を終結いたします。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 池田博夫議員

これから、議第 3 号について採決いたします。ただいま議題となっております議第 3 号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 池田博夫議員

起立全員であります。よって、議第 3 号については原案のとおり可決されました。

なお、本日の会議時間を 1 時間延長したいと思います。

◎日程第 6 議第 4 号 令和 2 年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計予算

○議長 池田博夫議員

次に、日程第 6 議第 4 号 令和 2 年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計予算を議題とします。事務局の詳細説明を求めます。事務所長。

○佐藤良 食肉流通施設事務所長

39 号をお開き願います。歳入歳出予算第 1 号に記載のとおり歳入、歳出をそれぞれ 8 億 9,700 万円とするものです。前年度と比較して 1 億 7,723 万円、率にして 24.6%の増となります。これは食肉流通センターの経年劣化等による大規模な改修工事が主な要因となっております。第 2 条で新たに地方債の借入を予定しております。第 3 条で一時借入金の最高額を 2 億円としております。

はじめに歳出からご説明申し上げます。50、51 号をお開き願います。1 款 1 項 1 目の管理運営総務費は、主に食肉流通施設事務所の運営に係る総務的経費で、前年度と比較して、2,749 万 1 千円の増となります。その要因としては、基金積立金を 2,500 万円と、一

時借入金利息を100万円、それに会計年度任用職員に係る経費が、増加要因となっています。次に、2目施設管理費は、総額5億4,297万4千円で、前年度と比較して2億2,281万5千円の増となっております。需用費については、前年度と比較して、174万3千円の減を計上しております。委託料については、前年度と比較して、42万4千円の増で、総額1億6,466万2千円。その要因として、工事に係る設計業務委託料641万3千円が純増となったことなどによります。次に、52、53 ㉮をお開きください。工事請負費について2億3,850万4千円を計上しております。食肉流通センターが開設より20年を迎え、経年劣化など、大規模な改修を計画しており、その内容につきましては、処理工場棟で、と畜ライン制御システム、と畜ラインコンベアチェーン、防熱扉、ボイラー及び高温水加圧給湯ユニット、コンプレッサー、FRP受水槽、冷暖房設備のそれぞれの更新。汚水処理施設では、各種ポンプ、配管、脱水ケーキ搬送コンベア、へい獣焼却炉の更新の工事を行うものです。2款の公債費は、平成11年度借入の起債が終了したことから前年度と比較して、7,307万6千円の減となっております。3款の予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上しております。

次に歳入について説明いたします。46、47 ㉮をお開き願います。1款市町負担金は、前年度と同額です。2款食肉流通施設使用料は、処理頭数を前年度同様の大動物200頭、小動物26万2千頭と見込んでおり、消費税率の変更に伴う影響で267万7千円の増を計上しております。3款1項の県補助金、畜産物流通施設整備等対策事業補助金は、起債の償還に対する補助制度です。5款1項の基金繰入金2,000万円は、食肉流通センター整備等基金を取り崩し、工事費に充てるものです。48、49 ㉮に移ります。5款2項の特別会計繰入金の1億円は、庄内地方拠点都市地域事業特別会計より繰入れするもので、令和2年度で終了となります。7款2項の雑入については、主に施設利用者光熱水費負担分を計上しております。8款1項の組合債については、2億1千万円を借入れるものです。55 ㉮をご覧ください。地方債の令和2年度末における現在高につきましては、6億6,994万1千円と見込んでおります。以上が、「令和2年度の庄内食肉流通センター事業特別会計予算」でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 池田博夫議員

これから質疑を行います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 池田博夫議員

ないようですので質疑を終結いたします。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 池田博夫議員

これから、議第4号について採決いたします。ただいま議題となっております議第4号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 池田博夫議員

起立全員であります。よって、議第4号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

◎日程第7 議第5号 令和2年度庄内広域行政組合市町分賦金

○議長 池田博夫議員

次に、日程第7 議第5号 令和2年度庄内広域行政組合市町分賦金を議題とします。
事務局の詳細説明を求めます。事務所長。

○佐藤良 広域行政事務所長

議第5号 令和2年度庄内広域行政組合市町分賦金について説明いたします。分賦金の総額につきましては、記載のとおり1億5,040万円とするもので、前年度と同額としてございます。納期につきましては、別表に記載のとおり、年4回とするものです。各会計とも算出方法については人口割を使用しており、平成27年国勢調査人口を使用し、平成29年度分賦金から令和3年度分賦金の算出まで使用する市町人口は固定となります。別表1の一般会計につきましては、人口割100%としており、前年度と同額になっております。別表2の青果市場事業特別会計は、総額の6割を都市割として鶴岡市と酒田市が折半、残りの4割を人口割としており、こちらも各市町とも前年度同額です。別表3の食肉流通センター事業特別会計では、総額の7割を固定割として、センター建設以前にと畜場を所有していた鶴岡市と酒田市が折半、2割を人口割、残りの1割を頭数割としております。頭数割につきましては、直近の豚出荷頭数で算出することとしており、平成30年度実績から算定した結果、鶴岡市で4万9千円減、酒田市で1万3千円の増、三川町は変わりません。庄内町は1万4千円の増、遊佐町で2万2千円の増となっております。以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 池田博夫議員

質疑を行います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 池田博夫議員

これで質疑を終結いたします。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 池田博夫議員

これから、議第5号について採決いたします。ただいま議題となっております議第5号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 池田博夫議員

起立全員であります。よって、議第5号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

## ◎日程第 8 議第 6 号 公設庄内青果物地方卸売市場業務条例の全部改正について

### ○議長 池田博夫議員

次に、日程第 8 議第 6 号 公設庄内青果物地方卸売市場業務条例の全部改正についてを議題とします。事務局の詳細説明を求めます。事務局長。

### ○宮崎和幸 庄内広域行政組合事務局長

議第 6 号 公設庄内青果物地方卸売市場業務条例の全部改正についてご説明申し上げます。平成 30 年 6 月 22 日、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」が公布されたことに伴いまして、当組合におきましても、改正された卸売市場法の趣旨を踏まえ、食品流通の多様化に対応するために条例の改正をするものです。

従来の卸売市場法は、全 83 条の条文から成り、開設条件や取引規制などを細かく規制しておりましたが、改正市場法では、生産者の所得の向上と消費者ニーズの的確な対応を図ることを第一の目的にしまして、規制の大幅な見直しが行われまして、取引の公平、透明性を確保するための最小限の規制以外は、国の管理を極力排除し、各市場ごとにルールを設定することにされるということになりまして、全 19 条に条文が大きく整理されたものでございます。

この卸売市場法の改正に合わせて、当市場の業務条例を改正するにあたりましては、全国公設市場卸売市場協議会という団体がございます。そこが農林水産省の担当所管でございます、食料産業局、こちらの指導を仰ぎながら、事務局でスタンダードとして作成したものを基本的にならったものでございます。市場の業務のルール等につきましては、平成 31 年の早いうちから、市場内の代表者等で構成する代表者会議、市場関係者で構成する市場連絡協議会で協議、それから市場取引委員会からのご意見などをいただきながら、今回ご提案をさせていただくものでございます。今回の法改正により大きく変わったところでございますが、これまで県が許可をしていた卸売業者を、開設者である当広域行政組合が規則で承認することにしたこと、また、取引ルールの内容等につきまして、基本的には変わりはありませんけれども、細かい市場内の業務のルールについて、条例から規則へ移行して承認するものとしたほか、第三者販売、直荷引きなどを制限し、報告を求めることとしたものでございます。このような市場法の改正を受けまして、当組合の条例におきましては、今回地方自治法に基づく設置及び管理運営に関し必要な事項、こちらを条例で定めるものとし、業務に関すること、細かなルールについては規則で定めるものとするもので、現行の 79 条の条文からなる条例を、16 条に整理をさせていただいたものでございます。内容は、1 条に目的、2 条に用語の定義、3 条に名称及び位置、4 条に取扱品目、5 条は施行規則といたしまして市場における業務の方法ですとか、業務に関し細かな順守すべき事項等を規則で定めることにしてございます。6 条から 14 条までは使用の規定、15 条に市場秩序の保持等、16 条はこの条例の施行に関しまして必要な事項は規則で定めることを委任を

しているところでございます。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長 池田博夫議員

これから質疑を行います。ございませんか。10番加藤鑛一議員。

○10番 加藤鑛一議員

今回の卸売市場法の改正は大きな歴史的な改正で、大幅な取引ルールの規制緩和が国では行われているわけです。それを地方自治体に強制や義務付けはしないと、こういうことだったので、それぞれの自治体で取引ルールを決められるということになっておりますけれども、法律の趣旨に則っていろいろ改正された点があればお聞かせ願いたい。具体的には、例えば第三者販売の制限というのが廃止されたわけですね。卸の第三者販売の制限が取っ払われると、どうなるかという、卸から直接大手スーパーばかり産地の品目が市場通さずに回ってしまう、こういうことになる市場の存立に関わるわけですが、そういう場合にこの説明の資料によりますと、条例から規則に移行してこれまでどおり制限するけれども、例外を認め報告を求めると、こういうふうになっていますが、国の法律では制限撤廃ですが、どういう形でいわば報告を求めて、それについて市場として関与していくのか、つまり市場を通さずに卸が大手スーパーに品物を融通するということが大きくなってきたらこれはちょっとたいへんなことになるんじゃないかという思いがするので、その報告をどういう形で、例外部分のね、報告を求めて規制していくのかということをお聞かせ願えれば。

○宮崎和幸 庄内広域行政組合事務局長

今回の市場法の改正の一番大きいところは、そこのところにあるわけなんですけれども、例えば第三者販売につきましては、例外的に認めるというふうなことでございますが、市場における入荷量が著しく多かったり、例えば品物が仲卸、買受人にとって品目や品質が特殊であるため、残品を生ずる恐れがある場合、そういった場合も考えられます。また直荷引きについては、取引品目の物品、市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合というものもあると思います。ロットの小さいやつですとか、小売業者から要望のあった特殊品目ですね、そういったものを除いては、今回の市場法の改正に伴って私どもの方でも承認することとしたことでございますけれども、一応先ほどおっしゃったとおりに、すべて第三者販売、それから直荷引きにしてみますと、もう市場の公平な取引価格が崩壊してしまいますので、ある程度それは今回条例改正するにあたって、代表者会議の中で、それぞれ卸、仲卸業者さんの中で、この程度まではというものを、今までも暗黙の中でボーダーラインがあったんですけれども、それを引き続き守っていこうと。その数値については私どもの方に毎月紙報告で、直荷引きの取扱高、取扱数量、それから第三者販売の数量報告を受けてますので、それにより、仮にオーバーするようなことがあったら、行政指導をするというようなことになろうかと思えます。

○10番 加藤鑛一議員

正しい報告と、それに対する行政指導がこれから大事になってくると思うんですね。直荷引きにしても仲卸は、卸から買わないで直接産地から買ってとなると市場が機能というのがないわけですよ。そんなことが今度、例外的にごく一部だと思うんですけども大きくならないように制限を加えていくという手段をね、どういうふうに、ただ口で言って聞くというわけではないと思うので、やっぱりどうやって市場を守っていくのかということがすごく不透明なんですね。その点についてはどうなんでしょうか。

あともう1つ、最後の商物一致の原則適用について、これは削除になるわけで、この影響についてはどう考えますか。

○宮崎和幸 庄内広域行政組合事務局長

先に商物一致の方については、削除しましたけれども、現在の取引の利便性を図るものとしては、その限りにおいては影響はないものかなと、かえっていい方向に行くのかなと思ってございます。

それから市場ですけれども、今一番の市場の課題は、食の外部化というものが進んでおります。これまで通りに小売店で生鮮食品を買って、自宅で調理するといった当たり前の食の形態が変わりつつありまして、食の外部化の進行が背景にあって、その変化への対応がやはり卸売市場には求められているのかなと思っております。現在の状況を考えますと業務ですとか加工需要、こちらの方の増加というのが非常に増えてございます。全国的に市場の経由率が下がっている中で、拠点として我々も日本海側の庄内の市場を失くすわけにはいかないですので、いかに体力を付けて他の県内外の市場と差別化を図りながら、競争に打ち勝っていくかというのが、一番戦略のカギとなってございますが、ただやはりある程度卸、仲卸の皆様方から主体的になって当市場がこれからどうあるべきかということを考えていただくためにも、やはりインセンティブを持ってもらうような内容にさせていただいたつもりでございます。

○10番 加藤鑛一議員

先日の農業新聞に青果物卸売市場経由率が載ってたんですね。最新のデータで2016年度は56.7%という数字なんですよ。それまで市場経由率が下がっているのかとびっくりしたんですよ。市場で公正な価格が決められると、これが基準になって、市場を経由しないものでも、それに則ってやられるということになると思うんですけども、市場が56.7%という、これ全国平均ですので、庄内ではどうなっているのかちょっと分からないんですが、だいたいどのくらい市場経由率になっているのか分かれば教えていただきたい。

○宮崎和幸 庄内広域行政組合事務局長

私どもの市場で、市場経由率、細かい数字今まで出したことはないのですが、ある程度国の数字というのが全国の各市場からの統計を平均化して出したものですので、若干これよりはよろしいかと思っておりますけれども、それにしても、平成28年の農林省の統計で

は56.7%と、元年度ですと82%ほどあったものが、やはりインターネットですとか、産直ですとか、そちらの方に流れているというところは否めない所ではございますけれども、やはり我々としては選ばれる市場として庄内産のブランドというものをどんだん外の方に発信して、こちらの方から買っていただけるような経営戦略をしていかなくちやいけないかなと考えております。

#### ○10番 加藤鑛一議員

同じ農業新聞の社説なんですけれども、高齢化や担い手不足なので、生産基盤の弱体化が進むと。ここも同じだと思います。そうした中で実需者ニーズ、消費者のね、ニーズを産地に伝えて消費者と産地を結びつける役割を積極的に取り組むことが重要だと、市場の役割としては、だから実需者、消費者のニーズを生産者に結び付けるのが市場の役割なんだということを言ってるんですね。そういう点ではますますこの卸売市場法改正の中では重要になってくるのではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

#### ○宮崎和幸 庄内広域行政組合事務局長

全くその通りだと思います。やはり生産者、地元の生産品について生産者のトレーサビリティと言いますか、どのように育てて、どのように安全な生産物を卸売市場に卸していただいているかということ、我々市場としては勉強しなくちやいけないでしょうし、今でもそうなんですけれども、市場活性化の中で生産者を招いて、卸売の勉強であったり、庄内地域の青果物を持って行って首都圏近郊の方にPRの販売に行ったりもしておりますので、そちらの方も引き続き続けていきたいなと思っております。

#### ○議長 池田博夫議員

2番 佐藤弘議員。

#### ○2番 佐藤弘議員

今回の改正で、開場の時間が午前6時から午後3時までのところが、午前0時から午後12時、つまりフルタイム、24時間開いているというふうになったようなんですけれども、24時間開けるとするのは、いわゆる業者さんの利便というか、業者さんの立場での改正というふうに捉えてよろしいのでしょうか

#### ○宮崎和幸 庄内広域行政組合事務局長

当市場のせりなんかは朝7時半から始まるわけなんですけれども、実際全国各地から集荷している野菜等につきましては、流通業者の方が24時間、夜中であろうとも、朝方であろうとも、運搬してきますので、そちらの方を今回開場と捉えて、今回の条例改正をこのようにさせていただいたところでございます。

○議長 池田博夫議員

これで質疑を終結いたします。討論はございますか。10番加藤鑛一議員。

○10番 加藤鑛一議員

今回の法改正に基づく条例改正については、法自体が問題ですので、反対討論したいと思うんですけども、現行79条を16条に整備したということで、79条を見れば、市場の取引ルールが非常にきめ細かく書いていて、卸売業者は数は二つまでとか、それから保証金についても、いろいろ額を書いていて、非常に細かく分かるんですけども、この条文がほとんどそっくり無くなってしまって、取引ルールが全部規則の方に行ってしまうと、こういうことになっていて、非常に大雑把な形になってしまうというふうに思うんですね。これではちょっと我々市場について学ぶ上でも非常に困難になるなあとというふうに思います。今回卸売市場法が変えられたというのは、いわば現場から上がってきた声で変えてくれとなったわけではなくて、国の規制改革推進会議で財界が求める、そういう声に押されて急遽変えられたわけですね。私が特にその中で注目しているのは、大泉一貫宮城大学名誉教授がその規制改革会議の中で発言している所に注目したんですが、2016年の9月20日です。フードチェーンを進める、あるいは契約生産による直売を進めるといった場合に今の卸売市場法がそれを阻害しているという側面があって、これを改正しなければいけないと、そろそろ抜本的な改革が必要な時期に来ていると、こういうことの要求があって急遽、農水省の改正の検討が開始されたわけですね。こういう考え方とてにかく自由化を進めればいいんだと、こういうふうになっている下で、その影響が今回庄内公設市場に降りてきているというふうに思うんですね。特に市場取引の主要3ルールですね、第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致の原則、この自由化が行われれば、需給調整とか価格形成を行う卸売市場の機能が損なわれるわけです。で国はそれを決めてしまったわけです。で本市場は、これを残しながらもやはり例外的に認めていくと、ということで一部やはり国の法律に沿った条例改正になっているということで、やはりこれは問題を将来残すのではないかなというふうに思います。法では、各市場で別に条例改正とか、そういうのを義務付けているわけではないので、これはこれで庄内青果市場としては今までの条例を保持することも、法的には可能ではないかというふうに思いますので、私としては今回の条例改正に賛成できないという意見を申し上げて反対討論といたします。

○議長 池田博夫議員

ただいま反対討論でしたけれども、他に討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 池田博夫議員

これから、議第6号について採決いたします。ただいま議題となっております議第6号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(多数起立)

○議長 池田博夫議員

起立多数であります。よって、議第6号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

◎日程第9 議第7号 庄内広域行政組合の監査に関する条例の一部改正について

○議長 池田博夫議員

次に、日程第9 議第7号 庄内広域行政組合の監査に関する条例の一部改正についてを議題とします。事務局の詳細説明を求めます。事務局長。

○宮崎和幸 庄内広域行政組合事務局長

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例を整理するもので、法改正による条文番号の変更によって、この条例で当該規定を引用した箇所につきまして必要な改正を行うとともに、これとあわせて他の引用箇所においても規定の整備を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。旧の第3条中「監査委員は法第199条第5項」を、新の方で「監査委員は、法第199条第2項及び第5項」に改め、旧の第4条中「法第75条第1項の規定による監査の請求、同法第98条第2項の規定による監査の請求、同法第199条第6項及び第7項の規定による監査の要求、同法第235条の2第2項の規定による監査の要求及び同法第243条の2第3項」を、新の方「法第75条第1項、第98条第2項及び第242条第1項の規定による監査の請求並びに法第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに第243条の2の2第3項」に改め、旧の第6条中「第2項」の次に新の方「及び第241条第5項」を加えるとしたものでございます。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長 池田博夫議員

これから質疑を行います。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 池田博夫議員

これで質疑を終結いたします。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 池田博夫議員

これから、議第7号について採決いたします。ただいま議題となっております議第7号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 池田博夫議員

起立全員であります。よって、議第7号については原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◎日程第 1 0 議第 8 号 庄内広域行政組合職員の分限の事由並びに手  
続及び効果に関する条例の一部改正について

◎日程第 1 1 議第 9 号 庄内広域行政組合職員の懲戒の手續及び効果  
に関する条例の一部改正について

◎日程第 1 2 議第 1 0 号 庄内広域行政組合職員の勤務時間、休暇等  
に関する条例の一部改正について

◎日程第 1 3 議第 1 1 号 庄内広域行政組合非常勤職員の報酬及び費  
用弁償に関する条例の一部改正について

◎日程第 1 4 議第 1 2 号 庄内広域行政組合一般職の職員の旅費に関  
する条例の一部改正について

○議長 池田博夫議員

次に、日程第 1 0 議第 8 号 庄内広域行政組合職員の分限の事由並びに手續及び効果  
に関する条例の一部改正についてから、日程第 1 4 議第 1 2 号 庄内広域行政組合一般  
職の職員の旅費に関する条例の一部改正についてを一括議題とします。事務局の詳細説明  
を求めます。事務局長。

○宮崎和幸 庄内広域行政組合事務局長

議第 8 号 庄内広域行政組合職員の分限の事由並びに手續及び効果に関する条例の一部  
改正についてでございます。議第 8 号から議第 1 1 号までの条例の一部改正 4 項につきま  
しては、地方公務員法並びに地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、非常  
勤職員等の規定を必要に応じて会計年度任用職員の制度改正に合わせ、当組合の関係する  
条例を整備するものでございます。

はじめに議第 8 号 庄内広域行政組合職員の分限の事由並びに手續及び効果に関する条  
例の一部改正の方でございます。新旧対照表をご覧願います。旧の第 4 条第 1 項中下線部  
分、「非常勤職員（法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除  
く。）にあつては 1 年」を、新の方「法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員

にあつては、同条第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期」に改めるものとするものでございます。

議第9号 庄内広域行政組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表をご覧願います。旧の方第4条第1項中下線部分、「非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を、新の方「法第22条の2第1項第1号に掲げる職員」に改めるものです。

議第10号 庄内広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。新旧対照表をご覧願います。旧の方、第18条の見出し中下線部分「非常勤職員」を新の方「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を新の方「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改めるものです。

議第11号 庄内広域行政組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。新旧対照表をご覧願います。旧の方の題名を「庄内広域行政組合会計年度任用職員の報酬、給与及び費用弁償に関する条例」に改め、旧の方第1条第1項中「203条の2」の次に新の方「及び第204条」を加え、旧の方「第3条第2項に規定する一般職に属する非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。）の報酬」を新の方、「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、給与」に改めるものでございます。旧の方第2条中下線部分「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関して」を新の方の「会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関して」に、「酒田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「酒田市会計年度任用職員の報酬、給与及び費用弁償に関する条例」に改めるものです。

議第12号 庄内広域行政組合一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正についてでございます。新旧対照表をご覧願います。旧の方第1条中下線部分、「第24条第6項」を新の方「第24条第5項」に改め、旧の方第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を新の方で「第16条各号」に改めるものです。以上5件、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

## ○議長 池田博夫議員

これから質疑を行います。ございませんか。10番加藤鑛一議員。

## ○10番 加藤鑛一議員

今回の提案は非常勤職員の任用について、法的な根拠が明確にされたと思うんですが、会計年度任用職員ということで法的な根拠が明確にされたということと、期末手当など手当の支給が可能になったというふうなことです。任用の更新についてはどういうことになっているのか、つまり会計年度ですので、1会計年度というのは1年だと思うんですけども、ですから先ほどの一番最初の休職の扱いについては1年というのは削除されて会計年度任用職員というのになっているんですけども、任用の更新については法的にはその規制はないというふうに思うんですけども、一応会計年度ごとに採用していくのかど

うか、更新についてはどのように考えているのかお聞かせください。

○佐藤良 広域行政事務所長

会計年度任用職員につきましても、今までの非常勤職員と同じように、1年ごとに切る形で、また募集をかけるという形で、動いております。現在会計年度任用職員の募集をしてございまして、ホームページの方には載せておりますので、登録をして頂いて、その中から適性な人を選んで採用するというような形になります。

○10番 加藤鑛一議員

手続き的にはそうだと思うんですけども、やはり働いている人から見れば雇用の安定ということが非常に重要だと思うんですね。任用の更新にあたっては、経歴とか技術とかをいろいろ総合評価をして多分任用すると思うんですけども、雇用の安定についての考え方ですね。総務省のマニュアルですと、むしろ会計年度任用職員の身分の固定化にならないように年度ごとだと。次の年度は新たな職に新たに就いたものだというふうなマニュアルに書いてあるんですけども、どういう考え方を進めるのかお聞きしたい。

○佐藤良 広域行政事務所長

基本的には履歴書を出して頂いて、その方々を面接をして選ぶという形にしてございませう。これまでと同じなんですけれども、そういう形で採用をしております。

○議長 池田博夫議員

そのほかございますか。ないようですので、これで質疑を終結いたします。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 池田博夫議員

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第8号から議第12号までの5議案を一括採決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 池田博夫議員

ご異議なしと認めます。議第8号から議第12号までの5議案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長 池田博夫議員

起立全員であります。よって、議第8号から議第12号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

◎閉 会

○議長 池田博夫議員

以上で、本定例会に付議された議案の審議はすべて議了いたしました。これをもちまして、令和2年2月庄内広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

(午後 4時33分)

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

議会議長

議会副議長

議会議員

議会議員